

令和8年5月27日

課 名：建築都市部建築指導課

内 線：4678

担 当：西本、衣川

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

東京都港区港南2-15-2

株式会社大林組

2 指名停止の期間：

令和8年5月27日～ 令和8年6月26日（1ヵ月間）

3 事実概要：

株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害について、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、同社及び同社社員2名が、労働安全衛生法違反により、令和8年3月24日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第12号に該当することから、指名停止1ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その2第12号該当】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内